

1. 背景・目的

- 田園都市線沿線は、昭和40年代に東急電鉄が鉄道の延伸に併せて実施した土地区画整理事業などにより、計画的な市街地が形成されており、現在では、東急グループが提供するさまざまなサービスが地域の日常生活に浸透している。また、東横線は、昭和2年に営業を開始し、東京都心部とのネットワークの形成など、川崎市のまちづくりの発展に大きく貢献するとともに、広域拠点である小杉駅周辺地区を中心に拠点としての整備が進められている。
- 田園都市線沿線は、開発から50年以上が経過する地区もあり、今後、高齢化や建物の高経年化が急激に進展することが想定される
- 田園都市線沿線は、駅勢圏に比べて市域の奥行きが大きく、山坂が多いことから、田園都市線沿線への路線バスでのアクセスが多いが、今後の人口減少や高齢化の進展により、長期的には、低密度化が懸念される。
- 上記の状況を踏まえ、当該沿線のまちづくりのパートナーである東急電鉄と沿線のまちづくりについて研究会を開催してきており、この度、沿線のまちづくりに関する方向性が確認されたことから、誰もが暮らしやすい持続可能な沿線まちづくりの実現に向け、川崎市と東急電鉄が包括協定を締結する。

2 連携・協力の基本的な事項

鉄道を軸に駅を中心としたまちづくりとともに、沿線地域の特性に応じた利便性の充実などにより、地域住民の暮らしを支える持続可能なまちづくりの発展を目指し、両者で連携・協力して取り組みを進める。

(1) 駅を中心としたまちづくりやアクセス向上に関すること

駅を中心に高齢者などの多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化を図る

(2) 沿線の暮らしやコミュニティの発展に関すること

計画的に整備された市街地や地域コミュニティなどの地域資源を生かした協働の取り組みにより、超高齢社会においても住み続けたい沿線づくりを推進する

(3) 沿線の魅力向上に関すること

沿線イメージや鉄道利用者・居住満足度の向上を図り、住み続けたい魅力のある沿線・まちをめざす。

3. 主な取り組み

(1) 駅を中心としたまちづくりやアクセス向上に関すること

【主な取り組み】

■交通結節機能の強化

鷺沼駅周辺の再整備（駅前広場、駅舎など）に向けた調査検討を行います。

■都市機能の強化

駅を中心とした多様なライフスタイルに応じた都市機能集積に向けた調査検討を行います。

■駅アクセス向上

バス路線の充実に向けた取り組み・連携を促進します。

■都市防災

災害に強いまちづくりのため、駅を中心とした防災計画・防災拠点の整備を推進します。



田園都市線沿線ゾーニングイメージ

(2) 沿線の暮らしやコミュニティの発展に関すること

【主な取り組み】

■安全で暮らしやすい生活サポート

沿線エリアにおいて、セキュリティシステムなどのハード面と地域の見守りなどのソフト面の両面から連携した取り組みを進め、生活サポートの展開を図ります。

■地域での住み替え促進

次世代型「住み替え」事業による多世代共存型の活気あふれる新しい街の価値創出を促進します。

■都市のリノベーション

既存ストックを活用したリノベーション事業により、既存建物の資産価値向上とまちの魅力向上を推進します。

■日常生活支援

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう自立支援型サービス施設の設置に向けた検討を行います。

■地域資源を活かした地域との協働によるまちの魅力づくり

「みどり」をきっかけとしたコミュニティづくりなど、地域との協働によるまちの魅力づくりを促進します。



リノベーション事例(宮前区小台)

(3) 沿線の魅力向上に関すること

【主な取り組み】

■地域の魅力向上に向けた情報発信の充実

行政情報をはじめとした沿線の生活情報などについて、連携して効果的に情報発信を行います。

- ・「地域の寺子屋事業」を通じ、沿線の地域内・多世代交流の促進を図ります。
- ・市域を超えた生活行動圏を踏まえ、軸となる鉄道を介した隣接都市との連携、交流に向けた検討を行います。
- ・高架下などの既存空間の有効活用に向けた検討を行います。

川崎市内における「東急沿線まちづくり」の連携・協力に関する包括協定書

川崎市（以下、「甲」という。）と東京急行電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、川崎市内における東急沿線地域（以下、「対象地域」という。）のまちづくりに関して、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に情報や意見の交換に努め、緊密に連携協力し、対象地域における誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

（取組事項等）

第2条 甲および乙は、前条に定める本協定の目的を達成するため、対象地域内における次の各号の事項について、検討するものとする。

- （1）駅を中心としたまちづくりやアクセス向上に関する事
- （2）沿線の暮らしやコミュニティの発展に関する事
- （3）沿線の魅力向上に関する事
- （4）その他、甲乙連携による取組が必要と認められる事

2. 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲および乙は、定期的に協議を行うものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2018年3月末日までとする。なお、当該期間満了後における更新等については、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

（覚書等の締結）

第4条 甲および乙は、本協定に基づく今後の具体的な連携・協力活動に関する取組事項、役割分担、費用負担等について、別途協議の上、覚書等を締結するものとする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の各条項に関し、疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2015年6月2日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長 福田紀彦

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号

東京急行電鉄株式会社

取締役社長 野本弘文